

70歳～74歳の方へ

平成24年4月から

医療機関での窓口負担1割が継続されます

高齢受給者証の一部負担金の割合が1割の方は、法改正により平成20年4月1日から2割に変更されましたが、現在、凍結措置により平成24年3月末まで1割に据え置かれています。

平成24年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、今回、さらに1年間（平成25年3月末まで）、1割の据え置き期間が延長されることになりました。

国民健康保険の加入者で対象となる方には、

4月以降も1割負担で受診できる「保険証兼高齢受給者証」を3月下旬に送付します。差しかえてご使用ください。なお、現在3割負担の方については、変更ありません。

お問い合わせ

市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112

高額な外来診療を受ける方へ

平成24年4月から

外来診療における窓口での支払いが 自己負担限度額までとなります

医療費の負担が重くならないよう、医療機関などの窓口で支払う自己負担額が、1か月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

これまでは、入院される方については「限度額適用認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、外来診療では窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後日、申請によりご加入の医療保険から高額療養費として支給していただきました。

平成24年4月1日からは、外来診療について

も1か月単位で同じ医療機関であれば、認定証を提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証は、事前に申請し、交付を受ける必要があります。認定証の対象者や自己負担限度額は、年齢や所得によって異なりますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

お問い合わせ

市役所市民生活課 国保係（国民健康保険）
年金係（後期高齢者医療） ☎63-5112

訪問入浴サービス

訪問入浴サービスとは、専用の浴槽を装備した訪問入浴車で看護師を含む3名の介護スタッフが自宅に伺い、利用者の健康面に配慮した入浴を提供するサービスです。



どのニーズに対応しています。

入浴には、身体を清潔に保つことをはじめとし、体調の好転や身体機能回復、食欲の回復、安眠等の身体的効果に加え、気分のリラックス・安心感等の精神的効果もあります。

利用者からも、心も体もポカポカに暖まると喜ばれています。また、家族の方からは家での入浴は非常に困っていたが、入浴サービスを利用することで安心して介護スタッフに任せることができ、何より本人の笑顔を見れると好評です。

現在、市内では2事業者が訪問入浴サービスを提供しており、市内のほとんどをカバーしています。

☆ 今後、複数の介護施設の開設や増床により介護職等の人材が不足しています。介護職への就業を考えている方は、市役所高齢福祉課（☎63-3790）またはハローワーク佐渡（☎27-2248）までご連絡ください。